

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年2月20日

京都府立洛南病院長 山下 俊幸

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府立洛南病院給食用飯米調達業務

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで

(4) 履行場所

京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地

京都府立洛南病院事務部会計課

電話番号(0774)32-5900(代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の配布

平成26年2月24日(月)から平成26年3月5日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからウまでに掲げるいずれにも該当していない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

る者

ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(2) 京都府の平成25・26・27年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「食料品」に登録され、競争入札参加者の資格を得て、役員等調書を提出している者又は申請中でその資格相当であると認められる者であること。

(3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 京都府内に本社又は営業所を設置している者であること。

(5) 4の(2)の資格を得ていない場合は洛南病院に以下の書類を提出し、参加資格を審査するものとする。

ア 登記されていないことの証明書（法務局）※成年被後見人、被保佐人

イ 身分証明書 破産宣告を受けていないか

ウ 商業登記簿謄本

エ 営業経歴書

オ 財務諸表、確定申告書（写）

カ 取引使用印鑑届

キ 府税納税証明書

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成26年2月24日（月）から平成26年3月5日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

2の(1)の場所

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

確認資料の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成26年3月13日（木）午前11時

イ 場所

京都府立洛南病院 会議室（本館2階）

(2) 入札方法

持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約書は単価契約であるため、入札金額については、契約希望単価の108分の100に相当する額に予定数量を乗じた金額を記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。